

令和8年度福井県観光アカデミー企画・募集・運營業務委託 仕様書

本仕様書は、(公社)福井県観光連盟(以下「連盟」という。)が「令和8年度福井県観光アカデミー企画・募集・運營業務」を受託者に委託するにあたり、必要とする基本的事項を定めるものである。

1 業務名

令和8年度福井県観光アカデミー企画・募集・運營業務

2 業務目的

北陸新幹線福井・敦賀開業により首都圏等からのアクセス向上を契機として、京都・金沢などの主要観光地を訪れる観光客が福井県に立ち寄り、滞在してもらうための取組が求められている。こうした状況を踏まえ、福井県の観光資源の魅力向上や観光商品の磨き上げ、観光事業者同士の連携促進を通じて、観光誘客につながる観光地域づくりを推進していく必要がある。

本アカデミーは、観光地域づくりコースおよび観光ビジネス創造コースを設定し、観光に携わる人材の育成を図り、地域の観光振興を担う人材の育成および観光ビジネスの発展を目的とする。

3 業務内容

(1) 講義内容

①共通講義

学長：内海勝仁 氏 ((株) J T B総合研究所客員研究員、(一社)中央日本総合観光機構専務理事)

受託者は、学長と綿密な調整を図ったうえで、以下の事項を円滑に実施すること。

- ・学長の日程確保
- ・各コース合同による学長講義の実施
- ・観光ビジネス創造コース最終回における学長による講評、修了証の授与、記念撮影等

②コース別講義

I 観光地域づくりコース

対象者：自治体職員、観光協会・DMO職員、民間事業者など

内 容：全国の観光動向や先進事例を参考に、福井県の観光の現状や課題について理解を深めるとともに、県内の観光資源や地域課題を把握・分析し、観光地域づくりや観光地経営の視点から今後の取組の方向性について考える力を養う。

目 標：地域の観光資源や課題を踏まえ、観光地経営や観光地域づくりの視点から地域の観光振興に主体的に取り組むことができる人材の育成およびネットワークづくりを目指す。

なお、最終回において受講生自らが本コース受講に対する学びや気づきの発表機会を設けること。

II 観光ビジネス創造コース

対象者：宿泊・食・体験・交通などに携わる民間事業者で、すでに提供可能な観光商品を有するもの。

内 容：設定するテーマに沿って、自社の観光商品の磨き上げを実践的に行うとともに、事業者同士の連携を視野に入れた観光商品の磨き上げを図る。なお、中間発表会および最終発表会の機会を設けること。

目 標：ターゲットを明確にした魅力的な観光商品としての付加価値を高め、継続的に販売できる観光ビジネスへと発展させることができる人材の育成および事業者間のネットワークづくりを目指す。

本コースは選考制とし、応募者の意欲や継続的な販売可能性に加え、地域バランスや事業の面的な広がり、県全体の観光振興への波及効果等を総合的に勘案して受講者を決定するものとする。

(2) 研修実施方針

・プログラムの実施回数は、以下のとおりとし、連盟との協議の上決定することとする。※いずれのコースも学長講義は回数に含めないものとする。

観光地域づくりコース 3回以上、1回の講義時間2時間以上

観光ビジネス創造コース 中間発表会、最終発表会含め5回以上、1回の講義時間3時間以上

・観光ビジネス創造コースは中間発表会および最終発表会においては、観光商品造成・販売に関わるエージェントやランドオペレーター等を招へいし、各受講者による発表に対し、専門的な視点から講評およびアドバイスを受ける機会とする。

なお、本コースの修了要件は、以下のとおりとする。

① 全講義回数の3分の2以上の出席を目途とする（例：全6回の場合は4回以上の出席）。

② 講義内にて磨き上げた観光商品について中間および最終発表会において発表を行った者。

・発表会当日の運営に係る一切の業務（審査員の選定・依頼を含む）は、受託者の責任において実施することとする。

・当日欠席した受講生等が後日講義内容を確認できるよう、アーカイブ配信を行うものとする。なお、講義の録音録画物の管理・提供に関する事項については、別添1「講義の録音録画物について」の定めによるものとする。

(3) 募集受講生数

観光地域づくりコース 30名程度

観光ビジネス創造コース 修了生10名の確保を目標とし、それに見合う受講開始人数を募集確保することとする。

(4) 講師

① 観光地域づくりコース

- ・旅行会社やDMOなど観光分野での勤務経験がある者、または観光施策の実現に携わった自治体職員やそれに伴走した地域事業者等で、本県における観光人材の育成に関心・意欲を有する者を講師として提案すること。
- ・自治体職員のみならず民間事業者も含む多様な受講生が積極的に受講したいと思えるカリキュラムを設計・実施できる実務的な知見を有すること。

② 観光ビジネス創造コース

- ・ビジネスの立ち上げ支援、観光人材育成プロジェクトの実施経験および地域コンテンツを活かした観光商品開発やエージェントやランドオペレーターへの販売経験を有し、これらの活用方法を熟知している者で、本県における観光人材の育成に関心と意欲を有する者を講師として提案すること。

③ 共通事項

- ・これまでに自治体関係者、観光事業者などを対象に、観光人材育成の講義を実施した経験がある講師を手配すること。
- ・講義に必要なテキスト、資料等は講師が自ら作成すること。
- ・参加者からの質問や相談については、講義の場に限らず、随時対応可能な体制を構築すること。

(5) 運営

- ・本業務の広報、受講生の募集・確保は、受託者が主体的に実施することとし、連盟は受託者に必要な協力を行うものとする。
- ・受講生アンケートを適宜実施し、その結果を講師および連盟と共有するものとする。
- ・受託者と連盟は月1回以上、進捗状況について情報共有を行うものとする。
- ・受託者は受講生の講座内容の理解促進のため、必要なフォローアップを行うものとする。
- ・受託者は、受講生同士の情報交換を促進するため、必要な場や仕組みを設けるものとする。

(6) 費用負担

- ・参加者募集のためのチラシ作成、参加者募集にかかる業務（広報計画の立案、媒体出稿、チラシ配布等）に要する経費、講義に必要なテキストや資料の作成、学長および講師派遣（報酬・旅費・交通費、宿泊費、飲食費、諸経費を含む）、運営費、会場費、消耗品等に係る一切の費用は、全額受託者が負担することとする。

(7) 実施報告書等の作成

- ・業務終了後、速やかに実施報告書および収支決算書を作成し、連盟に提出することとする。
- ・実施報告書には、以下の内容を含むこと。
 - ① 各講義の実施状況（開催日・会場・実施内容、・講師名等）
 - ② 各回の受講者名簿および出欠状況が分かる一覧
 - ③ 受講生アンケートの集計結果および自由記述欄の記載内容の要約
 - ④ 中間発表会における各受講生発表内容およびエージェントやランドオペレーターからの講評と、それを踏まえて受講生が修正を加えた箇所が分かる資料
 - ⑤ 最終発表会における各受講生の発表内容および学長、エージェント、ランドオペレーター等からの講評の要約
 - ⑥ 講義風景や活動の様子が分かる写真、配布資料等

(8) 履行期限

令和9年2月26日（金）

4 その他

- (1) 受託者は、事業を実施するにあたり、連盟と十分な意思疎通を図りつつ、仕様書に基づいた事業運営ができる体制を整えること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項、または本仕様書に疑義が生じた場合は、連盟および受託者が協議の上定めるものとする。
- (3) 本仕様書に定める内容以上の企画、機能、運用などが可能であれば、積極的に提案しながら進めることとする。

講義の録音録画物について

1 使用用途

- ・当該録音録画物は、受講者が後日講義を視聴するために使用するものである。
- ・委託者は録音録画物について、当該目的以外のために使用せず、受講者が視聴以外の目的で利用することは認めないこととする。

2 編集

- ・原則として録音・録画した講義内容の編集等を行わないこと。ただし、講義に直接関係のない部分などを適宜省略することは構わない。

3 掲載方法、掲載期間

- ・録音録画物は、委託者が動画共有サイト「YouTube」に掲載する。なお、受講者以外の第三者が閲覧できないよう、限定公開設定で掲載する。
- ・掲載期限は令和9年3月末日までとする。

4 その他

- ・受講者への録音録画物の提供は、受託者がメール等を利用し行う
- ・委託者は、受講者が無断で録音録画物を複製・引用・転載する行為、他者に視聴させる行為などは認めないこととする。